

2008年9月29日

長崎県知事 金子原二郎 殿

要請書

よみがえれ！有明訴訟原告団・弁護団

平成20年8月12日、よみがえれ！有明訴訟原告団・弁護団は、貴県に対し要請を行い（以下「8月12日要請」という。）、同年9月5日、貴県農林部諫早湾干拓室長より、上記要請に対する回答（以下「9月5日回答」という。）を受け取った。

この9月5日回答については、上記8月12日要請の各質問項目についての回答となっているが、その内容は、原告団・弁護団が確認したところ、客観的事実やデータの認識に誤りがあるおそれが高いものを言わざるを得ないものであった。

そこで、貴県の9月5日回答において不明な点や回答の根拠となったデータ等を確認するために、以下の点について、お答えいただきたい。

記

1 潮受堤防の防災効果について

8月12日要請の1において、当方は、貴県に対して、潮受堤防締切前後の後背地の湛水被害の状況についてデータを示して報告するよう要請した。しかし、9月5日回答では、昭和57年7月23日と平成11年7月23日の2つの湛水被害をあげただけで、その他のデータはあげていない。そこで、潮受堤防締切前をはさんだ前後それぞれ10数年の湛水被害の回数について客観的データを公表していただきたい。

2 排水門の開放による潮受堤防上道路の利用への支障について

(1) 貴県は、9月5日回答において、潮受け堤防道路の利用に支障が出る根拠の一つとして、排水門の開放により調整池の水位が標高+2.5mになることをあげているが、調整池の水位が+2.5mまで高くなると考える根拠を示すと共に、調整池の水位が最高で何mまでなら、潮受堤防道路の利用に支障が生じることがないのかお答えいただきたい。

(2) 貴県は、9月5日回答において、潮受け堤防道路の利用に支障が出る根拠の一つとして、排水門に激流が押し寄せ振動や波浪が発生することをあげているが、貴県が振動や波浪が発生すると考える激流の流速は排水門付近で毎秒何メートルなのかお答えいただくと共に、なぜその流速

を超えると振動や波浪が発生すると考えるのか根拠を示していただきたい。

3 短期開門調査時の漁業被害について

9月5日回答では、貴県は、国が補償をおこなったことを理由に短期海門調査時に漁業被害があったものと推測しているが、短期開門調査時の漁業被害について漁獲高の推移など客観的データを示していただきたい。

4 アサリ鱗死防止について

(1) 9月5日回答において、昨年のアサリ鱗死の原因は、長期間にわたるシャトネラ赤潮と貧酸素現象が重なったことをあげているが、貴県において、シャトネラ赤潮及び貧酸素減少が生じた原因についてどのように考えているのかお答えいただきたい。

(2) 貴県はアサリの鱗死を防ぐ対策として、高濃度酸素水の供給やアサリを避難させるなどの対症療法を行っているが、そもそもアサリ鱗死の原因がシャトネラ赤潮と貧酸素現象にあるのであれば、抜本的なアサリ鱗死防止策としてシャトネラ赤潮と貧酸素現象の発生を防ぐことが必要だと思われるが、貴県がそのような対策をとっていないのは何故なのか、理由をお答えいただきたい。

(3) 貴県が行っている、アサリの鱗死を防ぐ対策としての高濃度酸素水の供給やアサリを筏に避難させる方法を個人の漁業者が行うとすれば、年間どの程度の費用が必要となるのかお答えいただきたい。

5 アオコ問題について

(1) 9月5日回答において貴県は、琵琶湖、霞ヶ浦等の国内の他の淡水湖でもアオコが発生していることを根拠に、農業用水としての利用に問題はないとしているが、この回答は、琵琶湖や霞ヶ浦で発生しているアオコと、調整池で発生しているアオコの成分やその割合について分析した上で類似性が認められるから問題なしと答えたものなのかお答えいただきたい。

(2) 上記（1）において貴県がアオコの成分分析をしていないとすれば、どうして分析を怠っているのか理由をお答えいただきたい。

(3) 上記（1）において貴県がアオコの成分分析を行っていたとすれば、その分析の結果と琵琶湖や霞ヶ浦のアオコの成分分析の結果との比較結果を明らかにしていただきたい。

以上